

# 福島のおゆき国会日誌

## <令和の政治改革 本質的な改革を>

令和の政治改革は、どのような政治を目指すのかという理念をまず明確にしなければなりません。平成元年のリクルート事件を契機に始まった平成の政治改革は、金権政治の根源を選挙制度にあるとして小選挙区制を導入しましたが、結局金権政治は根絶されず、政党の風で当選する〇〇チルドレンのような政治家を大量生産・消費し、政治家を劣化させてしまいました。



私は、令和の政治改革は三つを柱にすべきであると考えます。まず一点目は、カネの力で政策が動く金権政治・利権政治の打破。二点目は、政治家が家柄や財産力ではなく人物と実力で選ばれること。三点目は、政党のガバナンスの近代化と強化です。

一点目を実現するためには、企業団体献金の禁止は最低限やらなくてはなりません。今なお続く 55 年体制の下では、永遠の与党である自民党の政治資金の受け皿である国民政治協会に年間 10 億円を超える企業団体献金が集まり、政策決定に強力な圧力をかける要因となっています。もちろん特定の業界が政策決定に影響力を行使しようとする権利は、与党への資金提供という賄賂的行為によるのではなく、ロビイング法を制定して第三者を通じた透明なものとするべきです。

二点目のためには、まず小選挙区比例代表並立制の選挙制度を改めるべきです。「党より人物」で選ばれるような、全国一律 3 人区制や複数投票制を検討すべきです。その上で、個人献金が集まりやすい税制面での対応を行うべきです。「ふるさと納税」のように、政治家への一定額の寄付によって所得税や住民税などがそのまま控除されるような仕組みがあるのではないのでしょうか。

三点目については、日本で法律上「政党」という言葉が出てくるのは、政党助成金の根拠となる政党助成法とそれに付随する「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」だけです。それらの法律で政党の定義は、衆参の国会議員が 5 人以上等の外形的要件だけで、そもそも「政党とは何か」という定義もなければ、他の公益法人のようにそのガバナンスに関する規定も何もありません。政党という制度を法的に定める必要があります。

こうした局面で一番やってはいけないのは、目先の国民受けを狙った、政治改革の本質を外れた議論です。

令和の政治改革の失敗の先には、日本の途上国への転落しかありません。危機感を持って、本質的な議論を行ってまいります。

## <和牛愛を語る 日本農業新聞>



日本農業新聞の動画サイト「和牛新聞」のインタビューを受けて、和牛愛を語らせていただきました。

最後は茨城弁でひと言。ぜひご覧ください▶



## <国会見学・委員会傍聴 お待ちしております！>

下妻市の支援者の皆さんが国会見学にお見えになりました。いつでも国会見学の受付をしております。できる限り福島伸享本人がお迎えして、直接お話いたします。また所属する国土交通委員会、厚生労働委員会、東日本大震災復興特別委員会で質疑に立つ福島伸享を委員会室で傍聴できます。